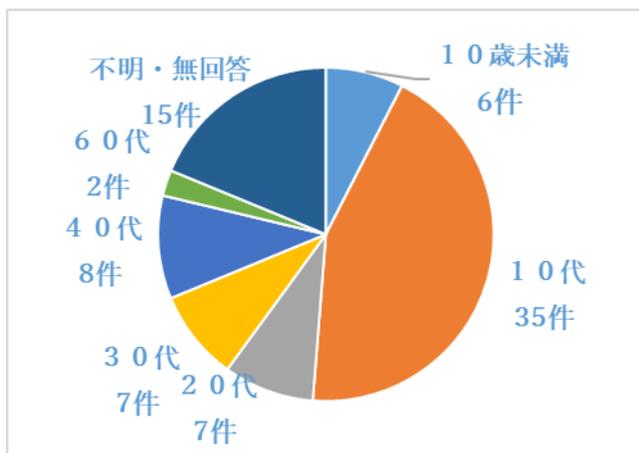


## ゲーム課金、高額化も

新型コロナウイルスの影響により、子どもたちの生活も大きく変化しています。中でもインターネットの利用が多くなっており、子どものオンラインゲームに関する相談が増加しています。

- ▼娘が祖母の携帯電話でゲームの高額課金をし、知らないうちにキャリア決済で引き落とされていた。祖母はスマートフォンを貸していたが、課金にはしばらく気が付かなかった。本人には課金の意識はなかったが、ゲームアプリのダウンロード、パスワード解除などを自分で操作したようだ。  
(契約当事者…小学5年女子)
- ▼子どもがスマホゲームをした際、1回限りの約束で課金を許可し、親のクレジットカード番号を入力した。しかし、入力情報をスマホに残したままだったため、知らない間に課金が続けられており、カード会社から高額な課金の連絡を受けて気が付いた。(契約当事者…小学3年男子)
- ▼娘が母のタブレットに入っているガチャ(有料くじ)ゲームで勝手に課金をし、多くのアイテムを手に入れていたようだ。後日、数万円もキャリア決済で使っているのが分かった。(契約当事者…小学2年女子)

オンラインゲームではその特性上、お金を払っているという現実味がないまま課金してしまうケースも多いようです。子どものオンラインゲーム利用については、日頃から家族でその仕組みや内容を確認し、使い方についても十分に話し合い、ルールをつくっておきましょう。保護者は特に料金体系や決済方法を十分に把握しておく必要があるでしょう。



※県内の消費生活相談窓口寄せられたオンラインゲームに関する年代別相談件数(令和元年度)

また、未成年者が親権者または後見人の同意を得ないで行った契約の申し込みは、原則として取り消すことができます。しかし、未成年者が詐術を用い、成年であると偽って申し込みを行った場合には、取り消しは認められません。未成年の子どもが軽い気持ちで年齢を偽って利用した結果、取り消しをめぐって業者とトラブルになるケースもみられます。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。(開設時間: 平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ

受付消費者ホットライン ☎(局番なし) 188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。